**桃山学院大学と岸和田市との連携協力に関する協定書**

　桃山学院大学（以下「甲」という。）と岸和田市（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力を積極的に推進するため、次の通り協定を締結する。

　（目的）

第１条　本協定は、甲と乙が多様な分野で包括的に連携・協力し、地域社会の発展とその基盤となる人材育成に寄与することを目的とする。

　（事業分野）

第２条　甲と乙は、前条に定める目的を実現するため、次に掲げる分野における取り組みについて連携・協力する。

1. 教育・文化・スポーツの振興に関する分野
2. 地域づくり・まちづくりの推進に関する分野
3. 地域に貢献できる人材育成に関する分野
4. 産業・商工振興に関する分野
5. 地域の健康および福祉の発展に関する分野
6. 国際交流に関する分野
7. 生涯学習に関する分野
8. その他双方が必要と認める分野

（連絡調整窓口）

第３条　甲と乙は、前条の事項の円滑かつ効果的な推進を図るため、それぞれ連絡調整窓口を設置するものとする。

（協議事項）

第４条　甲と乙は、本協定に基づく連携・協力の具体的内容及び成果の利用条件その他必要な事項について、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第５条　甲と乙は、本協定に基づき連携・協力するに当たり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

（協定期間）

第６条　本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがない場合は、有効期間がさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第７条　本協定に基づく運用に疑義が生じた場合及び当該協定書に定めのない事項が生じた場合は、甲と乙が協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

　本協定締結の証として、本協定書2通を作成し、署名捺印の上、甲と乙各1通を所持する。

２０１６年（平成２８年）７月８日

　　桃山学院大学　　　　　　　　　　　　　　　　　　　岸和田市

　　　学長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長